

主な国の地方支分部局の概要 [地方分権改革推進会議小委員会資料をもとに作成]

| 省庁等名 | 地方支分部局 | 業務概要 | 管轄区域設定理由 | 組織定数 | 中国管内分 | 四国管内分 | 都道府県・市町村の関連事務等 |
|---------|-----------|---|---|--------|--------------------------------------|---------------|--|
| 国家公安委員会 | 管区警察局 | ・ 府県警察に対する監察の実施、警察通信施設の整備・運用、サイバー犯罪に係る各種技術指導 ・ 府県警察間の広域捜査の調整、管区機動隊の拠点、管区内の幹部警察官の教育訓練等 | ・ 高等検察庁、地方入国管理局等のブロック単位の警察業務に密接に係る機関として、これらの機関の位置及び管轄区域と一致 | 4,660 | (中国管区) 441 | (四国管区) 339 | 【都道府県】 ・ 地方警察業務(刑犯罪・交通犯罪等の取締) 【市町村】 ・ 地域の防犯 |
| 公正取引委員会 | 地方事務所 | ・ 独占禁止法・下請法・景品表示法についての相談対応、各種届出の受付、違反被疑行為についての申告受付・調査 | ・ 現在、ブロックごとに計7の地方事務所・支所が設置されている。管轄区域は、事務所・支所の業務が合理的かつ効率的に行われることを念頭に設定 | 160 | (中国支所) 19 | (四国支所) 13 | 【都道府県】 ・ 不当景品類及び不当表示に係る指示・立入検査等 |
| 防衛施設庁 | 防衛施設局 | ・ 自衛隊及び在日米軍使用の土地・建物の管理等、防衛施設の建設 ・ 防衛施設周辺の環境整備、在日米軍施設に勤務する従業員の雇用・労務管理、給与等の負担 | ・ 駐留軍・自衛隊の配備状況、防衛施設の配置状況等を考慮し、全国8箇所に配置 | 2,601 | (広島防衛施設局) 219 | | なし 地方分権一括法施行前には、都道府県は、駐留軍等労働者の雇入れ、解雇、給与支給等の事務の一部を実施 |
| 総務省 | 管区行政評価局 | ・ 国の行政に関して全国規模で行う政策評価や行政評価・監視の現地調査を実施 ・ 行政相談の窓口を設置し、苦情や意見・要望の受付等 | ・ 必要最小限の現地機関として、行政の主要な管轄区分である都道府県の区域を管轄区域として設置 | 925 | (中国四国) 173 (四国支局) 100 73 | | なし |
| | 総合通信局 | ・ 有線電気通信、電気通信事業の監督、放送局、ケーブルテレビの監督及び許認可等 ・ 電波の利用状況の調査・公表、高周波利用設備に係る電波の監督管理、不法無線局の探査等 | ・ 電波の空間的占有性に対応するため、現地性が強い事務であり、それらの拠点として現状の10局を設置 | 1,535 | (中国) 127 | (四国) 96 | 【都道府県】 ・ 地域情報施策の推進 【市町村】 ・ 地域情報施策の推進 |
| 法務省 | 矯正管区 | ・ 矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等)の維持・管理に関する事項、矯正施設職員に係る人事管理、会計管理等 ・ 被収容者の処遇等に係る指導・監督等 | ・ 高等裁判所の管轄区域ごとに設置 | 170 | (広島) 20 | (高松) 17 | なし |
| | 地方更生保護委員会 | ・ 仮出獄の許可及び取消、不定期刑の執行終了、少年院からの仮退院及び退院の許可等 ・ 管轄区域内の保護観察所の事務の監督等 | ・ 高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置(保護観察所は、家裁・地裁等に対応して設置) | 249 | (中国) 23 | (四国) 16 | なし |
| | 法務局 | ・ 登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務、国の利害関係にある訴訟活動を行う訟務事務 ・ 人権擁護事務 | ・ 市町村の行政区画を基本とした上、日常生活圏の範囲、住民の利便性、事務処理の効率性等を考慮して設定 | 11,979 | 912 | 575 | 【都道府県】 ・ 人権啓発・人権教育の推進 【市町村】 ・ 住民登録・戸籍事務 ・ 人権啓発・人権教育の推進 |
| | 地方入国管理局 | ・ 出入国の管理、本邦における外国人の在留管理及び難民の認定 | ・ 昭和56年に行革の一環として行われた整理再編に際し、他の管区機関にならって設定 | 2,263 | (広島) 78 | (高松) 33 | なし |
| 公安調査庁 | 公安調査局 | ・ 破壊的団体や海外テロ勢力等の実態把握、当該団体の活動制限や解散の指定及び観察処分等の請求等 ・ 無差別大量殺戮テロ等の発生未然防止に係る情報収集等 | ・ 社会通念上のいわゆる「ブロック」の概念を基に、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の計8ブロック毎に設定 | 1,104 | (中国) 87 | (四国) 44 | なし |
| 財務省 | 財務局 | ・ 予算執行調査、災害復旧事業費の査定立会、予算繰越承認など国予算に関する事務、 ・ 地方公共団体等への財政融資資金の貸付、国有財産に関する事務、地域経済の実情・状況把握等 | ・ 地理的、歴史的、経済的な諸条件のもと、利用者の利便及び行政の効率性を踏まえ設定 | 4,800 | (中国) 457 | (四国) 213 | なし |

主な国の地方支分部局の概要 [地方分権改革推進会議小委員会資料をもとに作成]

| 省庁等名 | 地方支分部局 | 業務概要 | 管轄区域設定理由 | 組織定数 | 中国管内分 | 四国管内分 | 都道府県・市町村の関連事務等 |
|-------|-----------|--|--|--------|---------------|---------------------------------|---|
| 財務省 | 税関 | ・ 輸入貨物に係る関税、とん税及び特別とん税の賦課・徴収、 ・ 輸出入貨物、出入国旅客の取締、保税地域等の許可等 ・ 通関業務の監督、外国貿易統計等の作成・公表等 | ・ 主に外国貿易の行われる開港、税関空港を中心として、物流や税関の歴史的経緯を踏まえ設定 | 8,334 | | 1,834 (神戸 1,130) (門司 704) | なし |
| 国税庁 | 国税局 | ・ 申告が不適切な納税者に係る税務調査、内国税の徴収 ・ 査察調査、税務相談 | ・ 地理的、歴史的、経済的な諸条件のもと、納税者の利便及び行政の効率性を踏まえ設定 | 54,307 | (広島) 3,301 | (高松) 1,678 | なし |
| 厚生労働省 | 地方厚生局 | ・ 国立病院・国立療養所に関する事務、麻薬、覚せい剤等の取締 ・ 地方公共団体向け補助金の執行事務、医療監視・薬事監視事務、総合衛生管理製造課程の承認等 ・ 医療法人、社会福祉法人の指導監督、衛生、福祉関係各種養成施設の指定等、医師等の国家試験事務、国保、健保の指導監督等 | ・ 統合前の地方医務局及び地区麻薬取締官事務所の区域を継承 | 739 | | 106 (中国四国 68) (四国 38) | 【都道府県】 ・ 麻薬・覚せい剤取扱業者の指導監督 ・ 医療法人・医療機関及び医薬品販売業の指導監督等 ・ 医療計画の策定、地域医療の体制整備 |
| | 検疫所 | ・ 船舶等に対する検疫、輸入食品に対する検疫 | ・ 全国の主要な海空港に設置 | (不明) | | (広島) 63 | 【都道府県】 ・ 緊急避難の場合による検疫 |
| | 都道府県労働局 | ・ 労働基準監督署、公共職業安定所の業務運営・組織管理等 ・ 労働条件・労働災害・労災保険など労働基準行政、職業紹介、失業保険の給付等の職業安定行政、男女雇用均等対策等 | ・ 都道府県を管轄区域として設定 | 23,222 | 1,884 | 995 | 【都道府県】 ・ 職業能力開発校の運営、職業訓練の認定等 ・ 地域雇用施策の推進 【市町村】 ・ 地域雇用施策の推進 |
| 社会保険庁 | 地方社会保険事務所 | ・ 政府管掌健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施 ・ 社会保険診療報酬支払基金の指導監督、保険医療機関、保険医等の指導監督事務 ・ 社会保険事務所の監督 | ・ 都道府県を管轄区域として設定 | 16,623 | 1,286 | 742 | 【市町村】 ・ 日雇特別保険者に係る手帳交付事務 ・ 国民年金(1号被保険者)に係る届出受理 |
| 農林水産省 | 地方農政局 | ・ 消費者行政、食品安全性の監視指導、主要食糧業務の実施、農協等の検査・指導等 ・ 農業農村整備事業の実施・指導・助成、施策の普及・地域実態の把握、統計の作成等 | ・ 自然的・経済的立地条件や営農類型、作付体系等から、類似の地域的特性を有すると考えられるブロックごとに全国7か所に設置 | 19,226 | | (中国四国) 2,825 | 【都道府県】 ・ 食品小売業等の立入検査、農協等関係団体の指導 ・ 農業経営体の育成・指導、農林水産業制度融資貸付 ・ 農業農村整備事業の実施等 【市町村】 ・ 農業経営体の育成・指導 ・ 農業農村整備事業の実施等 |
| 林野庁 | 森林管理局 | ・ 国有林野の整備・保全の確保、地域ごとの管理経営計画の樹立、森林整備、産物の売払い、土地の貸付等 ・ 森林治水事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業等の実施 | ・ 気候帯、森林帯、国有林野の賦存状況、保安林の指定状況及び木材の流通実態等を考慮して管轄区域を設定 | 5,325 | (近畿中国) 471 | (四国) 367 | 【都道府県】 ・ 民有林保安林の指定等 ・ 治山事業の実施等 |
| 水産庁 | 漁業調整事務所 | ・ 漁業に関する指導・取締、その他漁業調整、水産資源の保護・培養 ・ 漁船等による密漁等の監視指導、外国漁船の寄港許可、漁業法に基づく漁業許可等の連絡調整、広域的な資源回復計画の策定・実施等 | ・ 水産資源の個体群、その他魚種の分布、各海域の漁法実態に応じ、管轄区域を設定 | 151 | | 39 (瀬戸内 23) (境港 16) | 【都道府県】 ・ 漁船登録、漁業調整、漁業の許認可等 ・ 漁業取締に関する事務 |

主な国の地方支分部局の概要 [地方分権改革推進会議小委員会資料をもとに作成]

| 省庁等名 | 地方支分部局 | 業務概要 | 管轄区域設定理由 | 組織定数 | 中国管内分 | 四国管内分 | 都道府県・市町村の関連事務等 |
|-------|----------|--|---|--------|--|---------------|--|
| 経済産業省 | 経済産業局 | ・原子力等電源立地など電力ガス安定供給、鉱物資源の合理的開発、循環型資源エネルギーの安定供給等 ・消費者保護規制、各種製造品安全規制、電力ガスの保安規制、化学物質管理等の環境規制等 ・産学官人的ネットワーク形成、技術開発支援、中小企業振興等 | ・昭和22年の商工省地方支分部局(商工局)の管轄区域を継承(ただし、電力供給に関する管轄は、電力会社の管轄と同様) | 2,202 | (中国) 204 | (四国) 153 | 【都道府県】 ・消費生活用製品の検査、火薬類、高圧ガス等施設の指導監督 【市町村】 ・VB支援、中小企業振興、技術開発支援等 ・中心市街地振興、伝統工芸・地場産業振興等 |
| | 鉱山保安監督部 | ・鉱業権者が行う災害防止・鉱害防止等の措置の実施 ・危害監督検査、災害特別検査、鉱害監督検査等 | ・経済産業局の管轄区域と同様 | 232 | (中国四国) 36 | | なし |
| 国土交通省 | 地方整備局 | ・河川、国道、国営公園、港湾、空港の直轄事業の実施及び管理 ・宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾等の補助事業に係る事務執行 ・建設業、不動産業等の許可等 ・都市計画、宅地供給、住宅・建築に関する許可等 | ・地理的要因、一定の経済社会圏の存在等を勘案して、全国8ブロックを設定(旧建設省の地方建設局の管轄区域を基本) | 22,768 | (中国) 2,063 | (四国) 1,471 | 【都道府県】 ・一級河川(指定区間)、二級河川、一般国道(指定区間外)、県道の管理、港湾の管理等 ・県営住宅、都市公園の整備、都市計画決定等 【市町村】 ・建設業の指導監督等 ・市町村道、準用河川の管理、港湾の管理 ・市町村営住宅の整備、都市公園の整備、都市計画決定等 |
| | 地方運輸局 | ・交通計画、貨物流通、観光、鉄軌道・自動車交通・海事に関する施設整備・安全確保に関する事務 | ・地理的要因、一定の経済社会圏の存在、人流・物流実態等を勘案して、全国9ブロックを設定 | 4,684 | (中国) 453 | (四国) 314 | 【都道府県】 ・観光振興、地域交通対策(鉄道、バス)等 【市町村】 ・観光振興、地域交通対策(バス) |
| | 地方航空局 | ・通勤・航空等地域航空の整備に関する企画調整、不定期航空運輸事業等に関する事務 ・管内飛行場の整備計画の企画調整、飛行場の供用に関する調整等 ・空港の航空管制に関する企画調整・実施等 | ・全国を首都圏、近畿圏を核とする2ブロックに設定 | 4,772 | (大阪) 2,783 | | なし |
| | 航空交通管制部 | ・航空路を飛行する航空機に対する管制、航空機の飛行経路・飛行高度の承認等 | ・航空保安施設の配置等の管制技術上の観点から最も合理的な区分として、4区域に設定 | 1,200 | (福岡) 257 | | なし |
| 気象庁 | 管区気象台 | ・台風、集中豪雨、地震、火山噴火等に関する観測・監視、予報・警報の実施等 | ・地域特性、行政区分等を考慮して管轄区域を設定 | 3,993 | (大阪) 891 山口県は福岡管轄 | | なし |
| 海上保安庁 | 管区海上保安本部 | ・密輸・密航、不法操業など犯罪の防止、不審船・工作船等の対応など治安維持 ・航路標識設置・運用など海上交通の安全確保 ・海難救助、自然災害・大規模油流事故等への対応等 | ・海域ごとの業務特殊性や業務量、巡視船等の勢力運用に応じて設定 | 10,658 | 第5管区:高知、徳島 第6管区:広島、岡山、山口一部、愛媛、香川 第7管区:山口一部 第8管区:島根、鳥取 | | なし |
| 環境省 | 自然保護事務所 | ・国立公園の管理、国設鳥獣保護区の管理 ・希少動植物の捕獲等 | ・全国11箇所設置(支所は12箇所、自然保護官事務所(67箇所)) | (不明) | (山陽四国) 11 鳥取、島根及び岡山の一部は山陰管轄 | | 【都道府県】 ・公園事業の実施 ・野生生物保護の実施 【市町村】 ・公園事業の執行 |

注) 法務局、都道府県労働局、地方社会保険事務局のうち、中国管内分においては中国5県の合計数、四国管内分においては四国4県の合計数を記入